# 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則 （平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）

#### 第一条（定義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

営業用バス

###### 二

営業用トラック

###### 三

自家用バス

###### 四

自家用トラック

###### 五

営業用バス等

###### 六

交付年度

###### 七

交付対象者

#### 第二条（運輸事業振興助成交付金の基準額の算定）

法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

#### 第三条（交付の手続）

運輸事業振興助成交付金の交付の手続は、都道府県の規則で定める。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

平成二十三年度における運輸事業振興助成交付金についての第二条の規定の適用については、「総務大臣が定める」とあるのは、「附則別表に掲げる」とする。